

## 船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 未登録船舶の信号符字の点附申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第18条
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 未登録船舶に信号符字の点附を必要とするとき又は信号符字の点附を取り消したいとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 未登録船舶の信号符字内定申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	045-211-7222
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課	098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶登録前の信号符字内定の必要性について確認する
- ② 標準処理期間 : 5日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

未登録船舶の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{船舶番号} \\ \text{信号符字} \end{array} \right\}$  内定申請書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は名称  
及び住所

下記船舶の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{船舶番号} \\ \text{信号符字} \end{array} \right\}$  の内定を申請します。

記

1. 船 名
2. 総トン数（計画総トン数）
3. 船 籍 港
4. 無線電信の有無 有  
無（GMDSS 対応設備のうち、以下に該当するものを搭載している場合は（ ）に○を付す。）  
（ ） MF 波又は HF 波の狭帯域直接印刷電信装置（NBDP）  
（ ） インマルサット直接印刷電信装置
5. 竣工予定年月日 年 月 日
6. 造船者の氏名又は名称  
及び住所
7. 所有者の氏名又は名称  
及び住所